

兵庫県公報

令和元年8月13日 火曜日 第31号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 行政書士法に基づく戒告処分（市町振興課）	2
○ 公印の廃止（文書課）	2
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 平成24年兵庫県告示第444号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等）の一部 改正（建築指導課）	3
公 告	
○ 令和2年度兵庫県本庁事務用共通封筒への掲載広告の募集（文書課）	6
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧 （砂防課）	8
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	11
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の 閲覧（同）	11
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	26
○ 同 上（同）	26
病院局公告	
○ 落札者等の公示	27
○ 同 上	28
○ 同 上	28
○ 同 上	29
○ 同 上	29
○ 同 上	29
○ 同 上	30
○ 同 上	30
○ 同 上	31
○ 同 上（県立尼崎総合医療センター）	31
○ 随意契約の相手方等の公示	31
○ 同 上	32
○ 同 上	32
○ 同 上	33
○ 同 上	33
○ 同 上	34
○ 同 上	34
○ 同 上	35
○ 同 上	35
○ 同 上	36
○ 同 上	36
○ 同 上	37
正 誤	
○ 平成20年8月5日付け兵庫県公報第2002号中	37

告 示

兵庫県告示第293号

行政書士法(昭和26年法律第4号)第14条の2第1項の規定により、次の行政書士法人に戒告の処分をした。

令和元年8月13日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 住所及び名称
兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町33番地 自動車会館内
行政書士法人とちたに事務所
- 2 法人番号
日本行政書士会連合会法人番号 1800201



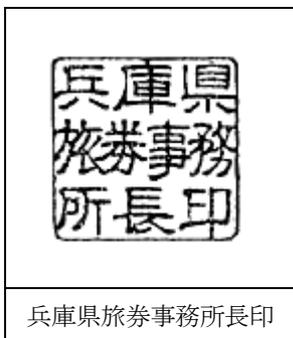
兵庫県告示第294号

次に掲げる公印を令和元年6月2日限り廃止した。

令和元年8月13日

兵庫県知事 井戸敏三

廃止公印の名称及び印影



兵庫県告示第295号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年8月13日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量(3級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量)
- 2 作業期間
令和元年8月1日から令和2年1月31日まで
- 3 作業地域
たつの市龍野町堂本地内



兵庫県告示第296号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年8月13日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量(4級基準点測量)
- 2 作業期間
令和元年8月1日から令和2年3月25日まで
- 3 作業地域

多可町八千代区大和地内



兵庫県告示第297号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年8月13日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和元年8月1日から同年9月30日まで
- 3 作業地域
尼崎市富松町三丁目地内



兵庫県告示第298号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、養父市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年8月13日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（座標変換）
- 2 作業期間
令和元年6月26日から令和2年3月31日まで
- 3 作業地域
養父市八鹿町高柳、八鹿町八木、八鹿町浅間、八鹿町坂本、長野、建屋、餅耕地、能座、中米地、大屋町宮垣、大屋町樽見、大屋町中、大屋町夏梅、大屋町加保、大屋町糸原、大屋町門野、大屋町須西、大谷、万久里、尾崎及び出合地内



兵庫県告示第299号

平成24年兵庫県告示第444号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等）の一部を次のように改正する。

令和元年8月13日

兵庫県知事 井戸敏三

告示文を次のとおり改める。

都市計画法施行条例（平成14年兵庫県条例第25号。以下「条例」という。）第8条第3項の規定により、次のとおり特別指定区域を指定した。

その関係図書は、兵庫県庁及び上郡町役場に備え置いて縦覧に供する。

表を次のように改める。

表（上郡町における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧）

名称及び条例別表第3の該当区分	区 域	建築物の用途	指定年月日 (変更年月日)
尾長谷地区 条例別表第3の3の項	赤穂郡上郡町尾長谷字星尾及び字西山の各一部で別図に示す区域（別図は省略。以下同じ。）	平成27年兵庫県条例第21号による改正前の条例（以下「旧条例」という。）別表第3の1の項に規定する建築物	平成24年3月30日 (令和元年8月13日)

山田地区 条例別表第3の3 の項	赤穂郡上郡町竹万字口山田、字甲乙谷及び字ヲバガ谷の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成24年3月30日 (令和元年8月13日)
平野地区 条例別表第3の3 の項	赤穂郡上郡町山野里字大坪、字沖田、字平ノ口及び字平ノ奥の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成24年3月30日 (令和元年8月13日)
大酒地区 条例別表第3の3 の項	赤穂郡上郡町山野里字西田、字猪之鼻、字又田、字大酒、字沖田及び字サヌキ山の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成24年3月30日
中野地区 条例別表第3の3 の項	赤穂郡上郡町中野字森元、字大上、字襖田、字土居ノ後、字政所、字梨ノ木、字前田、字神子田、字高森、字松ノ元、字山田、字石田及び字高森山の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成24年3月30日 (令和元年8月13日)
宿地区 条例別表第3の3 の項	赤穂郡上郡町宿字寺前、字下宿、字森元、字田中及び字ノリサの各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成24年3月30日 (令和元年8月13日)
休治地区 条例別表第3の3 の項	赤穂郡上郡町休治字牟礼坂ノ西、字牟礼坂ノ東、字土井ノ内、字上岩ノ元、字下岩ノ元、字滝ノ内、字南、字上酒屋垣内及び字平尾の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成24年3月30日 (令和元年8月13日)
佐用谷地区 条例別表第3の3 の項	赤穂郡上郡町佐用谷字上ノ山、字池ノ下及び字前田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成24年3月30日
小野豆地区 条例別表第3の3 の項	赤穂郡上郡町小野豆字前田、字西畑、字東畑、字東前田及び字東岡の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成24年3月30日 (令和元年8月13日)
奥地区 条例別表第3の3 の項	赤穂郡上郡町奥甲字岡筋、字杓谷、字稗田、字高見及び字右近谷の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成24年3月30日 (令和元年8月13日)
宇治山地区 条例別表第3の3 の項	赤穂郡上郡町宇治山字早稲田、字長通り、字井マンド及び字三太山の各一部並びに神明寺字長休及び字山田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成24年3月30日 (令和元年8月13日)
神明寺地区 条例別表第3の3 の項	赤穂郡上郡町神明寺字正水、字西上垣内、字木戸、字前田、字中ノ手、字オノ田、字山本及び字山田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成24年3月30日 (令和元年8月13日)

與井地区 条例別表第3の3 の項	赤穂郡上郡町與井字中垣内、字寺前、字石町、字大倉、字大西、字谷及び字西山の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成24年3月30日 (令和元年8月13日)
西野山地区 条例別表第3の3 の項	赤穂郡上郡町西野山字中山、字浪屋及び字中山前の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成24年3月30日 (令和元年8月13日)
釜島地区 条例別表第3の3 の項	赤穂郡上郡町釜島字谷田及び字南の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成24年3月30日 (令和元年8月13日)
正福寺地区 条例別表第3の3 の項	赤穂郡上郡町正福寺字北谷田及び字南山田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成24年3月30日 (令和元年8月13日)
土井・土井の内地区 条例別表第3の3 の項	赤穂郡上郡町尾長谷字小丸、字湯田、字狐垣及び字御門の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成24年3月30日 (令和元年8月13日)
小山地区 条例別表第3の3 の項	赤穂郡上郡町尾長谷字岡坂、字尾前及び字小丸の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成24年3月30日
大枝地区 条例別表第3の3 の項	赤穂郡上郡町大枝字片山、字中垣内及び字井垣谷の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成24年3月30日 (令和元年8月13日)
上栗原地区 条例別表第3の3 の項	赤穂郡上郡町栗原字宮谷、字大道ノ上、字上岩ヶ鼻及び字木戸口の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成24年3月30日 (令和元年8月13日)
下栗原地区 条例別表第3の3 の項	赤穂郡上郡町栗原字北山、字チコベ、字前田、字宮ノ下、字久保筋、字丑谷口及び字六反田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成24年3月30日
別名地区 条例別表第3の3 の項	赤穂郡上郡町別名字北條、字宮ノ前、字中ノ田、字井ノ口、字湯田及び字社ノ元の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成24年3月30日 (令和元年8月13日)
岡地区 条例別表第3の3 の項	赤穂郡上郡町八保乙字西岡、字池之下タ、字宮ノ東、字東岡、字東岡前及び字東岡上の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成24年3月30日 (令和元年8月13日)
金内地区 条例別表第3の3 の項	赤穂郡上郡町八保乙字上所、字中所、字下モ所、字葦畑、字土井ノ内、字セト筋及び字西所の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成24年3月30日 (令和元年8月13日)

名村地区 条例別表第3の3 の項	赤穂郡上郡町八保甲字新垣内、字オケ鼻、字横山、字釜谷、字前田及び字南前田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成24年3月30日 (令和元年8月13日)
船坂1・2・3地区 条例別表第3の3 の項	赤穂郡上郡町船坂字津原、字津原後、字森ノ木、字コハカ免、字麦尻、字麦尻ノ下タ、字麦尻前、字番上免、字井谷、字井谷下タ、字井谷ノ上、字釜ヶ谷、字釜ヶ谷下モ、字湯之脇、字入角及び字湯ノ脇ノ上の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成24年3月30日 (令和元年8月13日)
梨ヶ原地区 条例別表第3の3 の項	赤穂郡上郡町梨ヶ原字米山、字広畑ヶ、字左古田、字渡瀬、字山ノ花、字上宮、字王神前、字家垣内、字背戸山、字荒戸川、字中宿、字駒場、字中溝筋、字八重垣、字コフゲノ田及び字尾ノ鼻の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成24年3月30日 (令和元年8月13日)
落地地区 条例別表第3の3 の項	赤穂郡上郡町落地字垣内、字中垣内、字久保、字堂面、字飯坂、字山本、字下林、字東宝池、字西後及び字丸池の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成24年3月30日 (令和元年8月13日)

公 告

令和2年度兵庫県本庁事務用共通封筒への掲載広告の募集

令和2年度において、本庁の各課室が使用する事務用共通封筒の裏面に有料広告を掲載する企業・団体（以下「広告掲載権者」という。）を募集する。

令和元年8月13日

兵庫県知事 井戸敏三

1 広告の掲載期間・広告媒体

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間において、本庁の各課室が用品単価契約により調達する県封筒（以下「県封筒」という。）に広告を掲載する。

（注）本庁各課室による県封筒の使用は、在庫状況等により、次のようなケースが生じる。

- (1) 令和2年度において、前年度以前に調達した旧版の県封筒が使用される。
- (2) 令和2年度に調達した県封筒が、翌年度以降に使用される。

2 県封筒の仕様等

封筒の種類	長形3号（定型）	角形2号（A4判）
用紙	クラフト紙、サイド貼り	同左
広告掲載箇所	裏面（縦11cm以内×横16cm以内）	裏面（縦20cm以内×横22cm以内）
広告刷り色	黒1色	同左

その他	(1) 広告デザインは、2種類の封筒について同一のものでも可。 (2) 枠外に次の旨を表記する。 「(広告内容に関するお問合せ先) ○○○○ (広告主の名称・電話番号) 兵庫県では、財源確保のため、企業等の広告を掲載しています。」
-----	--

(参考) 過去の発注実績

年 度	長形3号 (定型)	角形2号 (A4判)
平成27年度	318 千枚	323.5 千枚
28年度	331 千枚	333.0 千枚
29年度	346 千枚	347.5 千枚
30年度	290 千枚	289.5 千枚

3 県封筒の主な使用先

県内市町、各省庁、各種団体、県民及び企業等

4 募集する広告掲載権者

広告掲載権者は、長形3号及び角形2号の2種類の県封筒を通じて1者とする。ただし、複数の企業・団体が、代表となる企業・団体を定めて共同して応募し、上記2の広告掲載箇所を分割して複数の企業・団体の広告を掲載することができる。

5 広告掲載権者の要件

次のいずれかに該当する企業・団体は、広告掲載権者になることができない。広告掲載中において、これらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 兵庫県税について滞納がある者
- (2) 兵庫県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けている者
- (3) 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を受けている者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- (5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (6) その他広告掲載権者として適当でないと兵庫県が認める者

6 広告の掲載基準

県封筒に掲載する広告は、広告としての品位を有するもので、兵庫県への信頼を損なうおそれがないものとし、次のいずれかに該当する場合は、掲載できない。

- (1) 法令、規則等に反するもの
- (2) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (3) 第三者をひぼう中傷又は排斥するもの
- (4) 第三者の著作権、財産権又はプライバシー等を侵害するおそれがあるもの
- (5) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
- (6) 社会問題その他についての主義、主張又は意見表明に関するもの
- (7) 誇大又は虚偽広告のおそれがあるもの
- (8) 消費者被害の発生及び拡大のおそれがあるもの
- (9) 当該広告内容を、兵庫県が推奨しているかのような誤解を与えるおそれがあるもの
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
- (11) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- (12) 青少年の健全な育成に反するおそれがあるもの
- (13) 個人の氏名広告に当たるもの

- (14) 求人広告に関するもの
- (15) その他掲載する広告として適当でないと兵庫県が認めるもの
- 7 応募における提出書類
- (1) 応募を希望する企業・団体は、アの申込書に応募金額を明記の上、イからエまでの書類等を添えて提出すること。
- ア 令和2年度兵庫県本庁事務用共通封筒広告掲載申込書（様式第1号）
- イ 広告デザイン原稿（長形3号掲載用及び角形2号掲載用の2種類とし、電子データ及びこれを紙出力したものによる。）
- ウ 企業・団体の概要（事業の内容・実績、資本金、従業員数等）を記載した書類
- エ 上記5の(1)から(5)までの要件に該当しないことの誓約書（様式第2号）
- ア及びエの様式は、兵庫県のホームページに掲載する。
- URL <http://web.pref.hyogo.lg.jp/kk32/h29huutoukoukouku.html>
- (2) 上記4のただし書の場合における(1)の書類の提出に当たっては、代表となる企業・団体を明示するとともに、連名で提出すること。
- (3) 広告デザイン原稿の作成その他の応募に要する費用は、応募者の負担とする。
- 8 広告掲載料（応募金額）
- (1) 応募に係る広告掲載料の最低制限価格は、長形3号及び角形2号の2種類の封筒を合わせて、100万円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。
- (2) 決定された広告掲載権者（上記4のただし書の場合にあつては、申込書に記載された代表者）は、兵庫県が別に指定する日までに、兵庫県が指定する方法により広告掲載料（応募金額）を納付しなければならない。
- (3) 納付された広告掲載料は、返還しない。ただし、特別の事情があると兵庫県が認めるときはその全部又は一部を返還する。
- 9 広告掲載の申込期間・申込方法
- 令和元年9月13日（金）から同年10月4日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、上記7(1)の書類等を下記13の場所へ持参又は郵送（令和元年10月4日（金）必着）により提出すること。
- 10 広告掲載権者の決定
- (1) 兵庫県は、応募のあった企業・団体のうち、6に記載する広告掲載基準に合致し、かつ、8に記載する最低制限価格以上で、最高の価格を提示した者を広告掲載権者に決定する。
- (2) 最高価格の広告掲載料を提示した者が2者以上のときは、抽選により決定する。
- (3) 適当な者がいないときは、広告掲載権者を決定しないことがある。
- (4) 結果については、速やかに応募のあった企業・団体に通知する。
- 11 広告掲載権者の責務
- (1) 広告掲載権者は、掲載する広告に関する一切の責任を負うものとし、第三者からの苦情若しくは損害の申立て又は損害賠償の請求があつたときは、自らの責任及び負担において解決するものとする。
- (2) 広告掲載権者が上記5の要件に違反し、又は掲載する広告が上記6の基準に違反することが判明した場合は、兵庫県は広告の掲載を中止するなど適切な措置をとるものとし、これに伴い生じる経費は、広告掲載権者が負担するものとする。
- 12 契約の締結
- 兵庫県は、広告掲載権者を決定したときは、当該広告掲載権者と県封筒への広告掲載に関する契約を締結する。
- 13 問合せ先及び申込先
- 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企画県民部管理局文書課文書管理班
TEL (078) 341-7711 内線2043
FAX (078) 362-3902



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧
土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害

警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年8月13日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
久崎(1) I-2 (139020181)	佐用郡佐用町久崎(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
善吉(1) (139030113)	佐用郡佐用町船越(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
善吉(2) (139030114)	佐用郡佐用町船越(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊
鎌倉 I-2 (139040085)	佐用郡佐用町上本郷(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊
乃坂(1) (139040086)	佐用郡佐用町志文(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊
中村(4) (139040087)	佐用郡佐用町下本郷(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊
仁増 (139040088)	佐用郡佐用町下本郷(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊
吹土(1) (239040060)	佐用郡佐用町下本郷(別図8のとおり)	土石流

(別図1から別図8までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和元年8月21日(水)から同年9月4日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所及び佐用町役場

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所河川砂防第2課
〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25

(3) 提出期限

令和元年9月4日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和元年11月5日(火)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成20年兵庫県告示第816号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成22年兵庫県告示第439号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年8月13日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

鎌倉Ⅰ（139040016）の項中別図16、西村（1）Ⅰ（139040059）の項中別図59、能谷（2）Ⅱ（139040066）の項中別図66、池ノ内Ⅰ（239040004）の項中別図88、京路①Ⅱ（239040008）の項中別図92、吹土Ⅱ（239040025）の項中別図109を次の図面のとおりに改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

令和元年8月21日（水）から同年9月4日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所及び佐用町役場

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所河川砂防第2課

〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25

(3) 提出期限

令和元年9月4日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和元年11月5日（火）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年8月13日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
平谷（1）Ⅰ （139020118）	佐用郡佐用町榑田（別図1のとおりに）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおりに
平谷（2）Ⅰ （139020119）	佐用郡佐用町榑田（別図2のとおりに）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおりに
平谷（3）Ⅰ （139020120）	佐用郡佐用町榑田（別図3のとおりに）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおりに

井之谷 I (139020122)	佐用郡佐用町櫛田 (別図4の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
滝谷 I (139020123)	佐用郡佐用町櫛田 (別図5の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
櫛田(1) I (139020124)	佐用郡佐用町櫛田 (別図6の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
櫛田(2) I (139020125)	佐用郡佐用町櫛田 (別図7の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
石井 II (139020126)	佐用郡佐用町櫛田 (別図8の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
櫛田(1) II (139020127)	佐用郡佐用町櫛田 (別図9の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
櫛田(2) II (139020128)	佐用郡佐用町櫛田 (別図10の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
円光寺 I (139020129)	佐用郡佐用町円光寺 (別図11 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
平瀬 II (139020130)	佐用郡佐用町円光寺 (別図12 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
北条 I (139020131)	佐用郡佐用町下秋里 (別図13 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
下秋里(1) I (139020132)	佐用郡佐用町下秋里 (別図14 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
下秋里(2) I (139020133)	佐用郡佐用町下秋里 (別図15 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
下秋里(1) II (139020134)	佐用郡佐用町下秋里 (別図16 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
下秋里(2) II (139020135)	佐用郡佐用町下秋里 (別図17 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
下秋里(3) II (139020136)	佐用郡佐用町下秋里 (別図18 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
北条 II (139020137)	佐用郡佐用町下秋里 (別図19 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
坂垣 II (139020138)	佐用郡佐用町下秋里 (別図20 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
仁安(2) II (139020139)	佐用郡佐用町上秋里 (別図21 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
下山(1) I (139020140)	佐用郡佐用町上秋里 (別図22 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
下山(2) I (139020141)	佐用郡佐用町上秋里 (別図23 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり

下山(1)Ⅱ (139020142)	佐用郡佐用町上秋里(別図24 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
下山(2)Ⅱ (139020143)	佐用郡佐用町上秋里(別図25 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
大日山Ⅰ (139020144)	佐用郡佐用町大日山(別図26 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
向坂(1)Ⅱ (139020145)	佐用郡佐用町大日山(別図27 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
向坂(2)Ⅱ (139020146)	佐用郡佐用町大日山(別図28 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
大日山(1)Ⅱ (139020148)	佐用郡佐用町大日山(別図29 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
大日山(2)Ⅱ (139020149)	佐用郡佐用町大日山(別図30 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
大日山(3)Ⅱ (139020150)	佐用郡佐用町大日山(別図31 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
大日山(4)Ⅱ (139020151)	佐用郡佐用町大日山(別図32 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
大日山(5)Ⅱ (139020152)	佐用郡佐用町大日山(別図33 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
大日山(6)Ⅱ (139020153)	佐用郡佐用町大日山(別図34 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
大日山(7)Ⅱ (139020154)	佐用郡佐用町大日山(別図35 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
大日山(8)Ⅱ (139020155)	佐用郡佐用町大日山(別図36 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
久崎(1)Ⅰ (139020156)	佐用郡佐用町久崎(別図37の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
久崎(2)Ⅱ (139020159)	佐用郡佐用町久崎(別図38の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
家内Ⅰ (139020160)	佐用郡佐用町家内(別図39の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
小赤松Ⅱ (139020161)	佐用郡佐用町小赤松(別図40 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
大酒(1)Ⅰ (139020162)	佐用郡佐用町大酒(別図41の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
大酒(2)Ⅰ (139020163)	佐用郡佐用町大酒(別図42の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
大酒(1)Ⅱ (139020164)	佐用郡佐用町大酒(別図43の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり

大酒(2)Ⅱ (139020165)	佐用郡佐用町大酒(別図44の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
大酒(3)Ⅱ (139020166)	佐用郡佐用町大酒(別図45の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
大酒(4)Ⅱ (139020167)	佐用郡佐用町大酒(別図46の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
宗田Ⅰ (139020168)	佐用郡佐用町西新宿(別図47 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
中才Ⅰ (139020169)	佐用郡佐用町西新宿(別図48 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
中才(1)Ⅱ (139020170)	佐用郡佐用町西新宿(別図49 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
中才(2)Ⅱ (139020171)	佐用郡佐用町西新宿(別図50 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
中才(3)Ⅱ (139020172)	佐用郡佐用町西新宿(別図51 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
中才(4)Ⅱ (139020173)	佐用郡佐用町西新宿(別図52 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
中才(5)Ⅱ (139020174)	佐用郡佐用町西新宿(別図53 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
中才(6)Ⅱ (139020175)	佐用郡佐用町西新宿(別図54 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
中才(7)Ⅱ (139020176)	佐用郡佐用町西新宿(別図55 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
中才(8)Ⅱ (139020177)	佐用郡佐用町西新宿(別図56 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
中才(9)Ⅱ (139020178)	佐用郡佐用町西新宿(別図57 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
奥ヶ市(1)Ⅱ (139020179)	佐用郡佐用町西新宿(別図58 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
奥ヶ市(2)Ⅱ (139020180)	佐用郡佐用町西新宿(別図59 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
門前Ⅰ (139030001)	佐用郡佐用町船越(別図60の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
門前(1)Ⅱ (139030002)	佐用郡佐用町船越(別図61の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
門前(2)Ⅱ (139030003)	佐用郡佐用町船越(別図62の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
善吉Ⅰ (139030004)	佐用郡佐用町船越(別図63の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり

船越(1) I (139030005)	佐用郡佐用町船越(別図64のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
船越(2) I (139030006)	佐用郡佐用町船越(別図65のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり
船越(3) I (139030007)	佐用郡佐用町船越(別図66のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり
船越(1) II (139030009)	佐用郡佐用町船越(別図67のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり
船越(2) II (139030010)	佐用郡佐用町船越(別図68のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり
船越(3) II (139030011)	佐用郡佐用町船越(別図69のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり
船越(4) II (139030012)	佐用郡佐用町船越(別図70のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図70のとおり
船越(5) II (139030013)	佐用郡佐用町船越(別図71のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図71のとおり
横坂 I (139030014)	佐用郡佐用町船越(別図72のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図72のとおり
横坂(1) II (139030015)	佐用郡佐用町船越(別図73のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図73のとおり
横坂(2) II (139030016)	佐用郡佐用町船越(別図74のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図74のとおり
名目津和(1) II (139030018)	佐用郡佐用町船越(別図75のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図75のとおり
名目津和(2) II (139030019)	佐用郡佐用町船越(別図76のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図76のとおり
溝田 I (139030020)	佐用郡佐用町河崎(別図77のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図77のとおり
溝田(1) II (139030021)	佐用郡佐用町河崎(別図78のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図78のとおり
溝田(2) II (139030022)	佐用郡佐用町河崎(別図79のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図79のとおり
久保田(2) II (139030024)	佐用郡佐用町河崎(別図80のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図80のとおり
久保田(3) II (139030025)	佐用郡佐用町河崎(別図81のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図81のとおり
久保田(4) II (139030026)	佐用郡佐用町河崎(別図82のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図82のとおり
久保田(5) II (139030027)	佐用郡佐用町河崎(別図83のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図83のとおり

城戸(1)Ⅱ (139030028)	佐用郡佐用町河崎(別図84のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図84のとおり
城戸(2)Ⅱ (139030029)	佐用郡佐用町河崎(別図85のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図85のとおり
城戸(3)Ⅱ (139030030)	佐用郡佐用町河崎(別図86のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図86のとおり
金皆(2)Ⅰ (139030032)	佐用郡佐用町上三河(別図87のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図87のとおり
金皆Ⅱ (139030033)	佐用郡佐用町上三河(別図88のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図88のとおり
真安Ⅰ (139030034)	佐用郡佐用町上三河(別図89のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図89のとおり
上三河(1)Ⅰ (139030035)	佐用郡佐用町上三河(別図90のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図90のとおり
上三河(2)Ⅰ (139030036)	佐用郡佐用町上三河(別図91のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図91のとおり
上三河(3)Ⅰ (139030037)	佐用郡佐用町上三河(別図92のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図92のとおり
上三河(4)Ⅰ (139030038)	佐用郡佐用町上三河(別図93のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図93のとおり
筋皆Ⅰ (139030039)	佐用郡佐用町中三河(別図94のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図94のとおり
中三河(1)Ⅰ (139030040)	佐用郡佐用町中三河(別図95のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図95のとおり
中三河(2)Ⅰ (139030041)	佐用郡佐用町中三河(別図96のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図96のとおり
中三河(1)Ⅱ (139030042)	佐用郡佐用町中三河(別図97のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図97のとおり
中三河(2)Ⅱ (139030043)	佐用郡佐用町中三河(別図98のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図98のとおり
中三河(4)Ⅱ (139030045)	佐用郡佐用町中三河(別図99のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図99のとおり
下三河Ⅰ (139030046)	佐用郡佐用町下三河(別図100のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図100のとおり
下三河Ⅱ (139030047)	佐用郡佐用町下三河(別図101のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図101のとおり
西下野(1)Ⅱ (139030050)	佐用郡佐用町西下野(別図102のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図102のとおり
西下野(3)Ⅱ (139030052)	佐用郡佐用町西下野(別図103のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図103のとおり

西下野(4)Ⅱ (139030053)	佐用郡佐用町西下野(別図104のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図104のとおり
青木Ⅰ (139030054)	佐用郡佐用町西下野(別図105のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図105のとおり
漆野(1)Ⅰ (139030055)	佐用郡佐用町漆野(別図106のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図106のとおり
漆野(2)Ⅰ (139030056)	佐用郡佐用町漆野(別図107のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図107のとおり
漆野(3)Ⅰ (139030057)	佐用郡佐用町漆野(別図108のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図108のとおり
漆野(4)Ⅰ (139030058)	佐用郡佐用町漆野(別図109のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図109のとおり
漆野(1)Ⅱ (139030059)	佐用郡佐用町漆野(別図110のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図110のとおり
漆野(2)Ⅱ (139030060)	佐用郡佐用町漆野(別図111のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図111のとおり
平松(1)Ⅰ (139030061)	佐用郡佐用町平松(別図112のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図112のとおり
平松(2)Ⅰ (139030062)	佐用郡佐用町平松(別図113のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図113のとおり
平松(1)Ⅱ (139030063)	佐用郡佐用町平松(別図114のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図114のとおり
平松(2)Ⅱ (139030064)	佐用郡佐用町平松(別図115のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図115のとおり
平松(3)Ⅱ (139030065)	佐用郡佐用町平松(別図116のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図116のとおり
平松(4)Ⅱ (139030066)	佐用郡佐用町平松(別図117のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図117のとおり
横畑Ⅰ (139030067)	佐用郡佐用町西徳久(別図118のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図118のとおり
光田Ⅰ (139030068)	佐用郡佐用町西徳久(別図119のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図119のとおり
西徳久(1)Ⅰ (139030069)	佐用郡佐用町西徳久(別図120のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図120のとおり
西徳久(2)Ⅰ (139030070)	佐用郡佐用町西徳久(別図121のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図121のとおり
西徳久(3)Ⅰ (139030071)	佐用郡佐用町西徳久(別図122のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図122のとおり
西徳久(4)Ⅰ (139030072)	佐用郡佐用町西徳久(別図123のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図123のとおり

西徳久(5) I (139030073)	佐用郡佐用町西徳久(別図124のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図124のとおり
西徳久(6) I (139030074)	佐用郡佐用町西徳久(別図125のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図125のとおり
西徳久(1) II (139030075)	佐用郡佐用町西徳久(別図126のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図126のとおり
西徳久(2) II (139030076)	佐用郡佐用町西徳久(別図127のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図127のとおり
西徳久(3) II (139030077)	佐用郡佐用町西徳久(別図128のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図128のとおり
西徳久(4) II (139030078)	佐用郡佐用町西徳久(別図129のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図129のとおり
東徳久 I (139030079)	佐用郡佐用町東徳久(別図130のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図130のとおり
東徳久(3) II (139030082)	佐用郡佐用町東徳久(別図131のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図131のとおり
下宿(2) I (139030088)	佐用郡佐用町下徳久(別図132のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図132のとおり
下徳久 I (139030089)	佐用郡佐用町下徳久(別図133のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図133のとおり
下徳久(1) II (139030090)	佐用郡佐用町下徳久(別図134のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図134のとおり
下徳久(3) II (139030092)	佐用郡佐用町下徳久(別図135のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図135のとおり
林崎(1) I (139030093)	佐用郡佐用町林崎(別図136のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図136のとおり
林崎(2) I (139030094)	佐用郡佐用町林崎(別図137のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図137のとおり
林崎 II (139030096)	佐用郡佐用町林崎(別図138のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図138のとおり
小山 I (139030098)	佐用郡佐用町小山(別図139のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図139のとおり
土井(1) II (139030099)	佐用郡佐用町土井(別図140のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図140のとおり
土井(2) II (139030100)	佐用郡佐用町土井(別図141のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図141のとおり
那手 I (139030101)	佐用郡佐用町中島(別図142のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図142のとおり
坂田 I (139030103)	佐用郡佐用町中島(別図143のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図143のとおり

安川Ⅱ (139030104)	佐用郡佐用町安川（別図144 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図144のとおり
宝蔵寺Ⅱ (139030105)	佐用郡佐用町宝蔵寺（別図 145のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図145のとおり
上々Ⅰ (139030106)	佐用郡佐用町多賀（別図146 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図146のとおり
奥多賀Ⅰ (139030107)	佐用郡佐用町多賀（別図147 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図147のとおり
奥多賀Ⅱ (139030108)	佐用郡佐用町多賀（別図148 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図148のとおり
丸尾Ⅰ (139030109)	佐用郡佐用町多賀（別図149 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図149のとおり
丸尾(1)Ⅱ (139030110)	佐用郡佐用町多賀（別図150 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図150のとおり
丸尾(2)Ⅱ (139030111)	佐用郡佐用町多賀（別図151 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図151のとおり
善吉(1) (139030113)	佐用郡佐用町船越（別図152 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図152のとおり
善吉(2) (139030114)	佐用郡佐用町船越（別図153 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図153のとおり
上真宗Ⅰ (139040001)	佐用郡佐用町真宗（別図154 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図154のとおり
問村Ⅰ (139040002)	佐用郡佐用町真宗（別図155 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図155のとおり
中野Ⅰ (139040003)	佐用郡佐用町真宗（別図156 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図156のとおり
上真宗Ⅱ (139040004)	佐用郡佐用町真宗（別図157 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図157のとおり
岩崎Ⅱ (139040005)	佐用郡佐用町真宗（別図158 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図158のとおり
中野Ⅱ (139040006)	佐用郡佐用町真宗（別図159 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図159のとおり
金山Ⅱ (139040007)	佐用郡佐用町真宗（別図160 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図160のとおり
添谷(1)Ⅰ (139040008)	佐用郡佐用町上本郷（別図 161のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図161のとおり
添谷(2)Ⅰ (139040009)	佐用郡佐用町上本郷（別図 162のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図162のとおり
添谷(3)Ⅰ (139040010)	佐用郡佐用町上本郷（別図 163のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図163のとおり

添谷Ⅱ (139040011)	佐用郡佐用町上本郷（別図164のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図164のとおり
大内谷Ⅰ (139040012)	佐用郡佐用町上本郷（別図165のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図165のとおり
大内谷(1)Ⅱ (139040013)	佐用郡佐用町上本郷（別図166のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図166のとおり
大内谷(2)Ⅱ (139040014)	佐用郡佐用町上本郷（別図167のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図167のとおり
大内谷(3)Ⅱ (139040015)	佐用郡佐用町上本郷（別図168のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図168のとおり
鎌倉Ⅰ (139040016)	佐用郡佐用町上本郷（別図169のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図169のとおり
鎌倉(1)Ⅱ (139040017)	佐用郡佐用町上本郷（別図170のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図170のとおり
鎌倉(2)Ⅱ (139040018)	佐用郡佐用町上本郷（別図171のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図171のとおり
鎌倉(3)Ⅱ (139040019)	佐用郡佐用町上本郷（別図172のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図172のとおり
及坂Ⅰ (139040020)	佐用郡佐用町志文（別図173のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図173のとおり
志文Ⅰ (139040021)	佐用郡佐用町志文（別図174のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図174のとおり
志文(1)Ⅱ (139040022)	佐用郡佐用町志文（別図175のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図175のとおり
春哉Ⅱ (139040025)	佐用郡佐用町春哉（別図176のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図176のとおり
湯浅口(1)Ⅰ (139040026)	佐用郡佐用町下本郷（別図177のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図177のとおり
湯浅口(2)Ⅰ (139040027)	佐用郡佐用町下本郷（別図178のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図178のとおり
湯浅口(1)Ⅱ (139040028)	佐用郡佐用町下本郷（別図179のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図179のとおり
湯浅口(2)Ⅱ (139040029)	佐用郡佐用町下本郷（別図180のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図180のとおり
中村(1)Ⅱ (139040030)	佐用郡佐用町下本郷（別図181のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図181のとおり
中村(2)Ⅱ (139040031)	佐用郡佐用町下本郷（別図182のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図182のとおり
中村(3)Ⅱ (139040032)	佐用郡佐用町下本郷（別図183のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図183のとおり

湯浅(1)Ⅱ (139040033)	佐用郡佐用町下本郷(別図184のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図184のとおり
湯浅(2)Ⅱ (139040034)	佐用郡佐用町下本郷(別図185のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図185のとおり
市ノ上(1)Ⅱ (139040035)	佐用郡佐用町乃井野(別図186のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図186のとおり
市ノ上(2)Ⅱ (139040036)	佐用郡佐用町乃井野(別図187のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図187のとおり
徳平Ⅰ (139040037)	佐用郡佐用町乃井野(別図188のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図188のとおり
三方里Ⅰ (139040038)	佐用郡佐用町乃井野(別図189のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図189のとおり
西ノ脇(1)Ⅱ (139040039)	佐用郡佐用町乃井野(別図190のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図190のとおり
乃井野(2)Ⅰ (139040042)	佐用郡佐用町乃井野(別図191のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図191のとおり
乃井野(3)Ⅰ (139040043)	佐用郡佐用町乃井野(別図192のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図192のとおり
乃井野(4)Ⅰ (139040044)	佐用郡佐用町乃井野(別図193のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図193のとおり
乃井野(1)Ⅱ (139040045)	佐用郡佐用町乃井野(別図194のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図194のとおり
乃井野(2)Ⅱ (139040046)	佐用郡佐用町乃井野(別図195のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図195のとおり
島脇(1)Ⅰ (139040047)	佐用郡佐用町末広(別図196のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図196のとおり
島脇(2)Ⅰ (139040048)	佐用郡佐用町末広(別図197のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図197のとおり
久保(1)Ⅰ (139040049)	佐用郡佐用町末広(別図198のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図198のとおり
久保(2)Ⅰ (139040050)	佐用郡佐用町末広(別図199のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図199のとおり
新宿Ⅱ (139040051)	佐用郡佐用町末広(別図200のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図200のとおり
三日月(1)Ⅰ (139040052)	佐用郡佐用町三日月(別図201のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図201のとおり
三日月(2)Ⅰ (139040053)	佐用郡佐用町三日月(別図202のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図202のとおり
三日月(1)Ⅱ (139040054)	佐用郡佐用町三日月(別図203のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図203のとおり

三日月(2)Ⅱ (139040055)	佐用郡佐用町三日月(別図204のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図204のとおり
田此Ⅰ (139040056)	佐用郡佐用町三日月(別図205のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図205のとおり
茶屋Ⅰ (139040057)	佐用郡佐用町三日月(別図206のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図206のとおり
茶屋Ⅱ (139040058)	佐用郡佐用町三日月(別図207のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図207のとおり
西村(1)Ⅰ (139040059)	佐用郡佐用町三日月(別図208のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図208のとおり
西村(2)Ⅰ (139040060)	佐用郡佐用町三日月(別図209のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図209のとおり
西村(3)Ⅰ (139040061)	佐用郡佐用町三日月(別図210のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図210のとおり
西村Ⅱ (139040062)	佐用郡佐用町三日月(別図211のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図211のとおり
能谷Ⅰ (139040063)	佐用郡佐用町三日月(別図212のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図212のとおり
手布Ⅱ (139040064)	佐用郡佐用町三日月(別図213のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図213のとおり
能谷(1)Ⅱ (139040065)	佐用郡佐用町三日月(別図214のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図214のとおり
能谷(2)Ⅱ (139040066)	佐用郡佐用町三日月(別図215のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図215のとおり
猪ノ谷(1)Ⅱ (139040067)	佐用郡佐用町三日月(別図216のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図216のとおり
猪ノ谷(2)Ⅱ (139040068)	佐用郡佐用町三日月(別図217のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図217のとおり
広山Ⅰ (139040069)	佐用郡佐用町広山(別図218のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図218のとおり
広山Ⅱ (139040070)	佐用郡佐用町広山(別図219のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図219のとおり
弦谷(1)Ⅰ (139040071)	佐用郡佐用町弦谷(別図220のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図220のとおり
弦谷(2)Ⅱ (139040075)	佐用郡佐用町弦谷(別図221のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図221のとおり
弦谷(3)Ⅱ (139040076)	佐用郡佐用町弦谷(別図222のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図222のとおり
三原(1)Ⅰ (139040077)	佐用郡佐用町三原(別図223のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図223のとおり

三原(2)Ⅱ (139040080)	佐用郡佐用町三原(別図224 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図224のとおり
三原(3)Ⅱ (139040081)	佐用郡佐用町三原(別図225 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図225のとおり
三原(4)Ⅱ (139040082)	佐用郡佐用町三原(別図226 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図226のとおり
三ツ尾Ⅱ (139040084)	佐用郡佐用町大畑(別図227 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図227のとおり
乃坂(1) (139040086)	佐用郡佐用町志文(別図228 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図228のとおり
中村(4) (139040087)	佐用郡佐用町下本郷(別図 229のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図229のとおり
仁増 (139040088)	佐用郡佐用町下本郷(別図 230のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図230のとおり
須山谷Ⅰ (239020083)	佐用郡佐用町櫛田(別図231 のとおり)	土石流	別図231のとおり
井ノ谷Ⅱ (239020085)	佐用郡佐用町櫛田(別図232 のとおり)	土石流	別図232のとおり
蟻ノ谷Ⅱ (239020086)	佐用郡佐用町櫛田(別図233 のとおり)	土石流	別図233のとおり
漆ヶ谷Ⅱ (239020087)	佐用郡佐用町櫛田(別図234 のとおり)	土石流	別図234のとおり
諸谷Ⅱ (239020089)	佐用郡佐用町下秋里(別図 235のとおり)	土石流	別図235のとおり
下山谷Ⅱ (239020092)	佐用郡佐用町上秋里(別図 236のとおり)	土石流	別図236のとおり
奥田谷Ⅰ (239020094)	佐用郡佐用町大日山(別図 237のとおり)	土石流	別図237のとおり
大東谷Ⅱ (239020096)	佐用郡佐用町大日山(別図 238のとおり)	土石流	別図238のとおり
サル坂Ⅱ (239020097)	佐用郡佐用町大日山(別図 239のとおり)	土石流	別図239のとおり
虚田谷Ⅰ (239020098)	佐用郡佐用町久崎(別図240 のとおり)	土石流	別図240のとおり
宮ノ谷Ⅱ (239020105)	佐用郡佐用町大酒(別図241 のとおり)	土石流	別図241のとおり
下平松谷Ⅰ (239020107)	佐用郡佐用町西新宿(別図 242のとおり)	土石流	別図242のとおり
白水ヶ谷Ⅱ (239020108)	佐用郡佐用町西新宿(別図 243のとおり)	土石流	別図243のとおり

上谷①Ⅱ (239020109)	佐用郡佐用町西新宿（別図244のとおり）	土石流	別図244のとおり
赤坂谷Ⅱ (239020111)	佐用郡佐用町西新宿（別図245のとおり）	土石流	別図245のとおり
西浦谷Ⅱ (239020113)	佐用郡佐用町西新宿（別図246のとおり）	土石流	別図246のとおり
堂谷Ⅰ (239030003)	佐用郡佐用町船越（別図247のとおり）	土石流	別図247のとおり
芦谷Ⅱ (239030004)	佐用郡佐用町船越（別図248のとおり）	土石流	別図248のとおり
北河崎川Ⅰ (239030007)	佐用郡佐用町河崎（別図249のとおり）	土石流	別図249のとおり
溝田川Ⅰ (239030008)	佐用郡佐用町河崎（別図250のとおり）	土石流	別図250のとおり
槇野②Ⅱ (239030017)	佐用郡佐用町下三河（別図251のとおり）	土石流	別図251のとおり
青木Ⅰ (239030018)	佐用郡佐用町西下野（別図252のとおり）	土石流	別図252のとおり
森谷Ⅱ (239030022)	佐用郡佐用町西下野（別図253のとおり）	土石流	別図253のとおり
三谷Ⅱ (239030024)	佐用郡佐用町漆野（別図254のとおり）	土石流	別図254のとおり
南谷川Ⅰ (239030027)	佐用郡佐用町平松（別図255のとおり）	土石流	別図255のとおり
乙原①Ⅱ (239030028)	佐用郡佐用町平松（別図256のとおり）	土石流	別図256のとおり
萩原②Ⅱ (239030031)	佐用郡佐用町西徳久（別図257のとおり）	土石流	別図257のとおり
大谷Ⅰ (239030038)	佐用郡佐用町東徳久（別図258のとおり）	土石流	別図258のとおり
北山Ⅰ (239030039)	佐用郡佐用町下徳久（別図259のとおり）	土石流	別図259のとおり
岡ノ谷川Ⅰ (239030040)	佐用郡佐用町下徳久（別図260のとおり）	土石流	別図260のとおり
佐用坂Ⅱ (239030044)	佐用郡佐用町下徳久（別図261のとおり）	土石流	別図261のとおり
シリプトⅠ (239030049)	佐用郡佐用町中島（別図262のとおり）	土石流	別図262のとおり
岩手谷Ⅱ (239030060)	佐用郡佐用町多賀（別図263のとおり）	土石流	別図263のとおり

下谷Ⅱ (239040003)	佐用郡佐用町真宗（別図264 のとおり）	土石流	別図264のとおり
池ノ内Ⅰ (239040004)	佐用郡佐用町上本郷（別図 265のとおり）	土石流	別図265のとおり
京路①Ⅱ (239040008)	佐用郡佐用町上本郷（別図 266のとおり）	土石流	別図266のとおり
天満Ⅱ (239040012)	佐用郡佐用町上本郷（別図 267のとおり）	土石流	別図267のとおり
押ヶ谷Ⅱ (239040016)	佐用郡佐用町志文（別図268 のとおり）	土石流	別図268のとおり
吹土Ⅱ (239040025)	佐用郡佐用町下本郷（別図 269のとおり）	土石流	別図269のとおり
湯浅口川Ⅱ (239040027)	佐用郡佐用町下本郷（別図 270のとおり）	土石流	別図270のとおり
西ノ脇Ⅰ (239040031)	佐用郡佐用町乃井野（別図 271のとおり）	土石流	別図271のとおり
御殿ノ奥Ⅱ (239040033)	佐用郡佐用町乃井野（別図 272のとおり）	土石流	別図272のとおり
前谷Ⅰ (239040036)	佐用郡佐用町末広（別図273 のとおり）	土石流	別図273のとおり
寺谷川Ⅰ (239040040)	佐用郡佐用町末広（別図274 のとおり）	土石流	別図274のとおり
古池谷Ⅰ (239040045)	佐用郡佐用町三日月（別図 275のとおり）	土石流	別図275のとおり
池谷Ⅱ (239040050)	佐用郡佐用町三日月（別図 276のとおり）	土石流	別図276のとおり
宮ノ向Ⅰ (239040055)	佐用郡佐用町三ツ尾（別図 277のとおり）	土石流	別図277のとおり
シット①Ⅱ (239040056)	佐用郡佐用町三原（別図278 のとおり）	土石流	別図278のとおり
サコ谷Ⅱ (239040059)	佐用郡佐用町三原（別図279 のとおり）	土石流	別図279のとおり
吹土(1) (239040060)	佐用郡佐用町下本郷（別図 280のとおり）	土石流	別図280のとおり

（別図1から別図280までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

- 2 指定の案の閲覧期間
令和元年8月21日（水）から同年9月4日（水）まで
- 3 指定の案の閲覧場所
兵庫県西播磨県民局光都土木事務所及び佐用町役場
- 4 意見書に関する事項
(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所河川砂防第2課
〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25

(3) 提出期限

令和元年9月4日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和元年11月5日(火)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和元年8月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) 尼崎大庄川田町商業施設A区画
所在地 尼崎市大庄川田町77番の一部

2 法第8条第1項の規定により尼崎市から聴取した意見の概要

(1) 駐車場に係る事項

隔地駐車場については、当該敷地から直接出入りできる構造としないこと。

(2) 騒音に係る事項

工場や事業所等を新築する場合

早朝、夜間の荷さばきについては、苦情が寄せられるケースがある。自動車交通騒音やアイドリング音等も含め、新たに敷地内から発生する騒音・振動・悪臭の伝播について、近隣への十分な配慮をされたい。

(3) 廃棄物に係る事項

ア 産業廃棄物の発生抑制、並びに資源化再利用を積極的に推進されたい。

イ 産業廃棄物を保管する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の保管基準に従い、適正に保管されたい。

ウ 産業廃棄物の処理を業者に委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の委託基準に従い適正に処理されたい。

エ 特別管理産業廃棄物が発生する場合は、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置されたい。

オ 産業廃棄物と事業系一般廃棄物は混在しないよう区分して保管し、適正に処理されたい。

カ 使用済自動車を所有者から引取る業を行う場合又は使用済み自動車からフロン類の回収等の業を行うのであれば、使用済自動車の再資源化等に関する法律第42条及び第53条に基づき尼崎市長から登録を受けられたい。

キ 一般廃棄物の発生抑制及び資源化・再利用を積極的に推進されたい。

ク 尼崎市一般廃棄物処理基本計画に従い適正に分別し、排出されたい。

ケ 一般廃棄物の収集運搬を他者に委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の委託基準に従われたい。

コ 産業廃棄物と事業系一般廃棄物は、混在しないよう区分して保管し、適正に処理されたい。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和元年8月13日から1月間



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和元年8月13日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）上新電機西宮河原町店
所在地 西宮市河原町48番1ほか
- 2 法第8条第1項の規定により西宮市から聴取した意見の概要
 - (1) 駐車場に係る事項

ア 搬出入車両を含めアイドリングしないよう看板等で啓発されたい。
イ 東面道路（西第448号線）は広田小学校の通学路に指定されているため、駐車場出口に交通誘導員を配置するなど登下校時の安全確保に十分配慮されたい。
ウ 対象地北側の国道171号は、路線バスの運行ルートになっており、敷地北側には阪急バス「広田」停留所があるため、開店前及び開店後に多数の自動車の来場が見込まれる場合は、路線バスの運行の支障とならないように円滑なバスの運行に配慮されたい。
エ 駐車場出入口に交通誘導員を配置するなど、適切な交通誘導を行われたい。
オ 来退店車両や荷さばきの車両等が周辺の生活道路内に入り込まないように、適切な交通誘導計画を行われたい。
カ 開店後に交通安全上において問題が生じた場合は、直ちに対策を講じられたい。
 - (2) 駐輪場に係る事項

ア 周辺道路への違法駐輪の防止を徹底するなど、周辺地域の円滑な交通環境を確保するように十分配慮されたい。
イ 駐輪場の用地及び台数については、「西宮市開発事業等におけるまちづくりに関する条例」に基づく附置義務台数を確保されたい。
ウ 駐輪場の需要が増加した場合は、自己の敷地内で責任をもって駐輪場を確保されたい。
 - (3) 騒音の発生に係る事項

搬出入車両や荷物の積み下ろしに伴う騒音は、本来規制の対象ではないが、作業の時間帯を考慮し、隣接する住居から離れた場所で作業を行うなど、近隣に十分配慮されたい。
 - (4) 街並みづくり等への配慮事項

屋外広告物の設置を計画する際には、屋外広告物の位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等は周辺の景観と調和するものとし、建築物に表示又は設置する広告物については、建築物の規模及び意匠との調和に配慮されたもので、一体感のある形状とされたい。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間

令和元年8月13日から1月間

病院局公告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和元年8月13日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 長嶋達也

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量

手術台 11式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地

県立尼崎総合医療センター 尼崎市東難波町2丁目17番77号
兵庫県病院局経営課業務班 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

- 3 落札者を決定した日
令和元年6月6日
- 4 落札者の名称及び住所
宮野医療器株式会社 神戸市中央区楠町5丁目4番8号
- 5 落札金額
111,780,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成31年4月23日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
令和元年8月13日

兵庫県病院事業 契約担当者
兵庫県病院事業管理者 長 嶋 達 也

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
心臓血管連続撮影装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地
県立姫路循環器病センター 姫路市西庄甲520
- 3 落札者を決定した日
令和元年6月6日
- 4 落札者の名称及び住所
宮野医療器株式会社 神戸市中央区楠町5丁目4番8号
- 5 落札金額
145,238,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成31年4月23日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
令和元年8月13日

兵庫県病院事業 契約担当者
兵庫県病院事業管理者 長 嶋 達 也

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
自動採血管準備システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地
県立加古川医療センター 加古川市神野町神野203
- 3 落札者を決定した日
令和元年6月6日
- 4 落札者の名称及び住所
アルフレッサ株式会社 神戸市東灘区青木3丁目1番40号
- 5 落札金額
30,780,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成31年4月23日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和元年8月13日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 長 嶋 達 也

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
生化学免疫自動分析装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地
県立加古川医療センター 加古川市神野町神野203
- 3 落札者を決定した日
令和元年6月6日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社メディセオ 東京都中央区八重洲2丁目7番15号
- 5 落札金額
30,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成31年4月23日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和元年8月13日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 長 嶋 達 也

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
CT搭載型ガンマカメラ装置 (SPECT/CT) 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地
県立加古川医療センター 加古川市神野町神野203
- 3 落札者を決定した日
令和元年7月17日
- 4 落札者の名称及び住所
宮野医療器株式会社 神戸市中央区楠町5丁目4番8号
- 5 落札金額
68,904,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和元年6月18日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和元年8月13日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 長 嶋 達 也

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
X線骨密度測定装置 2式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地

- 7 入札公告をした日
令和元年7月5日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和元年8月13日

兵庫県病院事業 契約担当者
兵庫県病院事業管理者 長 嶋 達 也

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
医用画像管理システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地
兵庫県病院局経営課業務班 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和元年7月24日
- 4 落札者の名称及び住所
官野医療器株式会社 神戸市中央区楠町5丁目4番8号
- 5 落札金額
25,380,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和元年7月5日



落札者等の公示

一般競争入札の落札者等について、次のとおり公告する。

令和元年8月13日

兵庫県病院事業 契約担当者
県立尼崎総合医療センター院長 平 家 俊 男

- 1 落札に係る業務名称
県立尼崎総合医療センターにおける夜間看護補助者の派遣業務
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地
県立尼崎総合医療センター 尼崎市東難波町2丁目17番77号
- 3 落札者を決定した日
令和元年6月24日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社ルフト・メディカルケア 東京都新宿区新宿1丁目9番7号 第13大鉄ビル10階
- 5 落札金額
1,824円（派遣職員1名1時間当たりの単価）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和元年5月14日



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和元年8月13日

兵庫県病院事業 契約担当者
兵庫県病院事業管理者 長 嶋 達 也

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
手術顕微鏡 2式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地
県立尼崎総合医療センター 尼崎市東難波町2丁目17番77号
県立淡路医療センター 洲本市塩屋1丁目1番137号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和元年6月10日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
宮野医療器株式会社 神戸市中央区楠町5丁目4番8号
- 5 随意契約に係る契約金額
125,226,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 入札公告をした日
平成31年4月23日
- 8 随意契約をした理由
政府調達に関する協定第13条第1項(a)による。



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和元年8月13日

兵庫県病院事業 契約担当者
兵庫県病院事業管理者 長 嶋 達 也

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
画像診断機器一括調達
PET/CT
磁気共鳴コンピュータ診断撮影装置 (MRI3.0T)
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地
県立がんセンター 明石市北王子町13番70号
県立姫路循環器病センター 姫路市西庄甲520
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和元年6月12日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
株式会社たけびし 京都市右京区西京極豆田町29
- 5 随意契約に係る契約金額
459,153,360円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 入札公告をした日
平成31年4月23日
- 8 随意契約をした理由
政府調達に関する協定第13条第1項(a)による。



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和元年8月13日

兵庫県病院事業 契約担当者
兵庫県病院事業管理者 長 嶋 達 也

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
眼科用手術顕微鏡 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地
県立尼崎総合医療センター 尼崎市東難波町2丁目17番77号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和元年6月6日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
河野医科器械株式会社 神戸市中央区布引町2丁目2番25号
- 5 随意契約に係る契約金額
31,968,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 入札公告をした日
平成31年4月23日
- 8 随意契約をした理由
政府調達に関する協定第13条第1項(a)による。



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和元年8月13日

兵庫県病院事業 契約担当者
兵庫県病院事業管理者 長 嶋 達 也

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
ホルミウムヤグレーザー 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地
県立尼崎総合医療センター 尼崎市東難波町2丁目17番77号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和元年6月11日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
宮野医療器株式会社 神戸市中央区楠町5丁目4番8号
- 5 随意契約に係る契約金額
43,092,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 入札公告をした日
平成31年4月23日
- 8 随意契約をした理由
政府調達に関する協定第13条第1項(a)による。



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和元年8月13日

兵庫県病院事業 契約担当者
兵庫県病院事業管理者 長 嶋 達 也

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
据置型デジタルX線TVシステム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地
兵庫県病院局経営課業務班 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和元年6月12日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
宮野医療器株式会社 神戸市中央区楠町5丁目4番8号
- 5 随意契約に係る契約金額
39,690,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 入札公告をした日
平成31年4月23日
- 8 随意契約をした理由
政府調達に関する協定第13条第1項(a)による。



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和元年8月13日

兵庫県病院事業 契約担当者
兵庫県病院事業管理者 長 嶋 達 也

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
病棟救急用モニタリングシステム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地
県立加古川医療センター 加古川市神野町神野203
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和元年6月12日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
株式会社やよい 神戸市兵庫区神明町1番36
- 5 随意契約に係る契約金額
69,984,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 入札公告をした日
平成31年4月23日
- 8 随意契約をした理由
政府調達に関する協定第13条第1項(a)による。



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和元年8月13日

兵庫県病院事業 契約担当者
兵庫県病院事業管理者 長 嶋 達 也

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
手術室用モニタリングシステム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地
県立加古川医療センター 加古川市神野町神野203
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和元年6月12日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
株式会社やよい 神戸市兵庫区神明町1番36

- 5 随意契約に係る契約金額
42,930,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 入札公告をした日
平成31年4月23日
- 8 随意契約をした理由
政府調達に関する協定第13条第1項(a)による。



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和元年8月13日

兵庫県病院事業 契約担当者
兵庫県病院事業管理者 長 嶋 達 也

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
全身麻酔装置 9式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地
県立加古川医療センター 加古川市神野町神野203
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和元年6月6日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
株式会社やよい 神戸市兵庫区神明町1番36
- 5 随意契約に係る契約金額
62,964,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 入札公告をした日
平成31年4月23日
- 8 随意契約をした理由
政府調達に関する協定第13条第1項(a)による。



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和元年8月13日

兵庫県病院事業 契約担当者
兵庫県病院事業管理者 長 嶋 達 也

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
手術用ナビゲーションシステム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地
県立加古川医療センター 加古川市神野町神野203
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和元年6月6日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
株式会社やよい 神戸市兵庫区神明町1番36
- 5 随意契約に係る契約金額
35,964,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

- 7 入札公告をした日
平成31年4月23日
- 8 随意契約をした理由
政府調達に関する協定第13条第1項(a)による。



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和元年8月13日

兵庫県病院事業 契約担当者
兵庫県病院事業管理者 長 嶋 達 也

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
経皮的補助循環システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地
県立尼崎総合医療センター 尼崎市東難波町2丁目17番77号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和元年7月22日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
宮野医療器株式会社 神戸市中央区楠町5丁目4番8号
- 5 随意契約に係る契約金額
31,644,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 入札公告をした日
令和元年6月18日
- 8 随意契約をした理由
政府調達に関する協定第13条第1項(a)による。



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和元年8月13日

兵庫県病院事業 契約担当者
兵庫県病院事業管理者 長 嶋 達 也

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
FPDシステム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地
県立加古川医療センター 加古川市神野町神野203
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和元年7月22日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
宮野医療器株式会社 神戸市中央区楠町5丁目4番8号
- 5 随意契約に係る契約金額
29,916,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 入札公告をした日
令和元年6月18日
- 8 随意契約をした理由
政府調達に関する協定第13条第1項(a)による。



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和元年8月13日

兵庫県病院事業 契約担当者
兵庫県病院事業管理者 長 嶋 達 也

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
血管連続撮影装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地
県立西宮病院 西宮市六湛寺町13-9
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和元年7月24日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
宮野医療器株式会社 神戸市中央区楠町5丁目4番8号
- 5 随意契約に係る契約金額
184,140,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 入札公告をした日
令和元年7月5日
- 8 随意契約をした理由
政府調達に関する協定第13条第1項(a)による。

正 誤

○平成20年8月5日付け（兵庫県公報第2002号）
兵庫県告示第816号（土砂災害警戒区域の指定）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
24	上から30	佐用郡佐用町下秋里	佐用郡佐用町上秋里